

平成 29 年度 住宅市場整備推進事業

新興国に対する我が国建築基準の普及促進事業 を行う事業者の募集についての公示

平成 29 年 5 月 26 日

国土交通省住宅局長 由木 文彦

平成 29 年度住宅市場整備推進事業のうち新興国に対する我が国建築基準の普及促進事業を行う事業者の募集について公示する。

1. 事業概要

(1) 事業名

新興国に対する我が国建築基準の普及促進事業（対象国：ミャンマー）

(2) 事業目的

新興国を中心に、我が国建築基準等の導入・普及を進めることにより、我が国建築関連企業の海外ビジネスを支える制度的基盤を整備することを目的とする。

(3) 事業内容

新興国の制度・基準策定機関の政府職員等を対象にした、技術見学会や制度研修会、技術提案等の企画・実施など、新興国に対する我が国建築基準の普及を促進するための事業を行うこととする。

なお、本公募においてはミャンマー国を対象とすることとし、建築材料等に関する調査等により現地の実状を踏まえた上で、既存の建築物に対する耐震診断法や耐震補強工法など我が国の耐震技術を活かし、現地の実状に即した技術提案等を行うことにより、耐震技術を普及する事業であることを必須要件とする。

(4) 事業期間

本事業の事業期間は、以下のとおり予定している。

平成 29 年 6 月 ～ 平成 30 年 3 月 16 日

2. 公募期間

平成 29 年 5 月 26 日(金)10 時 00 分～平成 29 年 6 月 26 日(月)18 時 00 分

3. 公募対象事業者の要件

次の(1)～(4)までの全ての条件を満たすことのできる法人とする。

(1) 公平性及び中立性に関する要件

- ・本事業の実施によって得た情報により営利を得るものではないこと。
- ・その他事業を実施するうえでの公平性及び中立性を確保していること。
- (2) 事業を的確に遂行する技術能力に関する要件
 - ・建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）の内容を熟知し、新興国へ耐震技術を普及するための企画・提案等に係る活動実績及びノウハウを十分に有すること。
- (3) 守秘性に関する要件
 - ・本事業の実施にあたって得た情報を第三者に漏らし、又は他の事業に活用することがないよう的確な秘密保持体制を有していること。
- (4) 経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力に関する要件
 - ・経理その他の事務について、的確な管理体制及び処理能力を有すること。

4. 補助金の額 定額とする。

5. 提案の手続き等

(1) 説明書の交付期間、提案書の提出期限等

(イ) 説明書の交付期間

平成 29 年 5 月 26 日(金)10 時 00 分～平成 29 年 6 月 21 日(水)18 時 00 分

(ロ) 説明書の交付方法

説明書の交付を希望する場合は、予め下記(ニ)の担当まで事前連絡を行い、手交、FAX 又は電子メールにより交付。

(ハ) 提案書の提出期限

平成 29 年 6 月 26 日(月)18 時 00 分まで（必着）

(ニ) 提案書の提出先

国土交通省住宅局建築指導課 国際班

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3

電話 03-5253-8111(内線39-545) FAX 03-5253-1630

電子メール kenshi@mlit.go.jp

(ホ) 提案書の提出方法

持参又は郵送の場合は上記(ハ)の期限までに 3 部を提出すること。電子メールの場合は上記(ハ)の期限までに電子ファイルを提出し、後日、押印文書を 1 部郵送すること。

(2) 担当部局

国土交通省住宅局 建築指導課 国際班

電話 03-5253-8111(代) (内線 39-545)

※応募に関する質問は、説明書に記載した方法（郵送、電子メール等）により、上記担当あてに行うこと。（来訪等による問い合わせには対応しない。）

6. 審査方法

提出された提案書等について書類審査等を行い、事業がよりの確かつ効果的に実施されると判断された者を予算の範囲内で採択する。この際、必要に応じて、ヒアリングを実施することができるものとする。

7. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 5(2)に同じ。
- (3) 応募書類の作成、提出に係る費用は、提出者側の負担とする。
- (4) 提出された応募書類は、当該申込者に無断で二次的な使用は行わない。
- (5) 応募書類に虚偽の記載を行った場合は、当該応募書類を無効にするとともに、申込者に対して、補助事業者の取消を行うことがある。
- (6) 採用された応募書類は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年法律第42号)において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。提案書は原則返却しない。なお、返却を希望する場合は、その旨を提案書の提出時に申し出ること。
- (7) 詳細は説明書による。